



2023年12月12日

各 位

会 社 名 株式会社ベネフィット・ワン
代 表 者 名 代表取締役社長 白石 徳生
(コード番号 2412 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 尾崎 賢治
電 話 番 号 0 3 - 6 8 3 0 - 5 1 4 1

(変更)「エムスリー株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明
及び同社との資本業務提携契約締結に関するお知らせ」の一部変更について

当社が 2023 年 11 月 14 日付で公表いたしました「エムスリー株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との資本業務提携契約締結に関するお知らせ」について、一部変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、変更箇所につきましては、下線で示しております。

記

1. 本公開買付けに関する意見表明について

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(変更前)

<前略>

かかる協議・交渉を経て、公開買付者は 2023 年 11 月 14 日付の取締役会決議により、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

(変更後)

<前略>

かかる協議・交渉を経て、公開買付者は 2023 年 11 月 14 日付の取締役会決議により、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2023 年 12 月 6 日に当社から、第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」といいます。）から公開買付けによって第一生命の完全子会社となる提案を受け、当該提案の検討に期間を要することから、本公開買付けの公開買付期間の延長の要請を受け、2023 年 12 月 12 日、公開買付期間を延長し、2024 年 1 月 17 日までの 40 営業日とすることを決定したとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(変更前)

<前略>

なお、上記当社取締役会の決議の詳細については、下記「(7) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の

「③当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）による承認」をご参照ください。

（変更後）

<前略>

なお、上記当社取締役会の決議の詳細については、下記「（7）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）による承認」をご参照ください。

その後、当社は、2023年12月5日付で、第一生命より「意向表明書」及び「ご提案資料」（以下「本第一生命意向表明書等」といいます。）を受領し、また、第一生命は、2023年12月7日付で、「株式会社ベネフィット・ワン株式（証券コード：2412）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「本第一生命プレスリリース」といいます。）を公表しました。本第一生命意向表明書等及び本第一生命プレスリリースによれば、第一生命は、一定の前提条件が充足された場合に当社株式に対する公開買付けを開始することを決定しているとのことです（詳細は、本第一生命プレスリリースをご確認ください。）。

これを受け、当社は、本第一生命意向表明書等及び本第一生命プレスリリースを精査したうえで、公開買付者及び応募予定株主のほか、第一生命とも誠実に協議等を行い、当社取締役会及び本特別委員会において、当社の企業価値及び株主共同の利益の観点から慎重に検討を行うため、公開買付者に対し、本公開買付けの買付け等の期間を延長するよう要請いたしました。公開買付者は、当社の要請を受け、2023年12月12日付で、本公開買付けの買付け等の期間を2024年1月17日（水曜日）までに延長し、合計40営業日とすることを決定したとのことです。

II. 本資本業務提携契約について

2. 提携の内容等

（5）事前協議事項

（変更前）

当社は、本公開買付けに係る決済の開始日後、当社が一定の事項（但し、当社の取締役会決議を要するものに限る。）（注4）を行い又は決定しようとする場合には、事前に公開買付者との間で協議を行うものとする（但し、公開買付者が当社の連結子会社でも持分法適用関連会社でもない場合には、本（5）の適用はないものとする。）。

<後略>

（変更後）

当社は、本公開買付けに係る決済の開始日後、当社が一定の事項（但し、当社の取締役会決議を要するものに限る。）（注4）を行い又は決定しようとする場合には、事前に公開買付者との間で協議を行うものとする（但し、当社が公開買付者の連結子会社でも持分法適用関連会社でもない場合には、本（5）の適用はないものとする。）。

<後略>

以上